会計年度任用職員（児童厚生員補助）募集要項

令和９年４月１日から公立児童館・児童センターで勤務していただく会計年度任用職員（児童厚生員補助）を募集します。

〇採用予定者数

児童厚生員補助（週19時間以下）　　３人程度

〇資格要件

不問

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者（保育士・教員免許・社会福祉士・こども家庭ソーシャルワーカー等の資格保持者、児童福祉事業に２年以上の勤務経験がある方、大学もしくは大学院において社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学を専修する学科を修めて卒業された方等）が望ましい。

＜こども性暴力防止法に基づく採用条件＞

本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、採用試験に合格した方に対して、採用手続き等の過程において誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙をご参照ください。

〇この試験を受けられない人

地方公務員法第16条の規定に該当する人（次のいずれかに該当する人）

（１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（２）倉吉市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

（３）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

〇受験申込手続

必要提出書類	・受験申込書（必要事項を記入の上、顔写真を貼り付けたもの）
提出期限	令和８年 12 月３日（木）まで

＜裏面へ続く＞

提出方法	（１）持参による申込み 窓口：倉吉市役所第２庁舎　２階　こども支援課 受付時間：午前８時30分～午後５時15分　（土・日曜日、祝日を除く。） （２）郵送による申込み 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町２丁目 253 番地１　こども支援課 宛

〇採用試験　※試験日時等の詳細を記載した受験実施通知書を後日送付します。

試験日時	令和８年 12 月 13 日（日）
試験会場	倉吉市役所第２庁舎
試験方法	面接試験

〇合格者の発表及び採用

合否については、受験者全員に結果を連絡します。

※なお、予算編成またはその他の状況により、合格した場合であっても、採用されない場合があります。

〇雇用条件

勤務時間	１週間あたり 19 時間以下（月曜日から土曜日までのシフト制） 基本的に土曜日は８時間勤務 午前９時 00 分～午後６時 30 分の時間内で調整 ※就業場所により、就業時間が多少スライドする場合があります。
仕事内容	こどもの遊びや生活の指導・支援、イベントの企画・運営、お便りや報告書等の資料作成、来館者受付対応、子育て相談対応、館内外の衛生管理及び維持管理、その他児童館・児童センターに関する業務
勤務地	公立児童館・児童センター　７館のいずれか ・中央児童館　（鍛冶町１丁目2971－2）　・福吉児童センター　（福吉町２丁目1514－7） ・小鴨児童センター　（小鴨568－2）　・上井児童センター　（大平町360－1） ・高城児童センター　（上福田1103）　・上米積児童センター　（上米積788－3） ・関金児童館　（関金町関金宿200－1）
雇用期間	令和９年４月１日～令和10年３月31日 本人の勤務状況等に応じて契約更新の可能性あり。
給料・手当	時給　1,281円 通勤手当（要件を満たす人に対し支給）
休暇・休日	有給休暇、特別休暇あり 祝日・年末年始
社会保険等	労災保険

※採用時までに給与額等の改定があった場合は、それによります。

お問い合わせ先：倉吉市健康福祉部子育て支援局こども支援課
〒682-8633　倉吉市堺町２丁目 253 番地１
TEL：0858-22-8100　メール：jidou@city.kurayoshi.lg.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。